

■第7期（平成30～32年度）
所得段階別保険料率と年間保険料

平成30年第1回定例会議案審査特別委員会資料
平成30年3月7日 保健福祉部介護長寿課

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料	月平均
第1段階	・生活保護被受給者等 ・世帯全員が市民税非課税の方で老齢福祉年金受給者等及び前年の合計所得金額（公的年金収入に係る所得を除く）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	28,620円 (29,160) ▲540	2,385円 (2,430) ▲45
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で前年の合計所得金額（公的年金収入に係る所得を除く）と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75	47,700円 (48,600) ▲900	3,975円 (4,050) ▲75
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方（第2段階に該当しない方）	基準額 ×0.75	47,700円 (48,600) ▲900	3,975円 (4,050) ▲75
第4段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額（公的年金収入に係る所得を除く）と課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	57,200円 (58,300) ▲1,100	4,770円 (4,860) ▲90
第5段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税の方（第4段階に該当しない方）	基準額 ×1.00	63,600円 (64,800) ▲1,200	5,300円 (5,400) ▲100
第6段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が120万円未満の方）	基準額 ×1.20	76,300円 (77,700) ▲1,400	6,360円 (6,480) ▲120
第7段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方）	基準額 ×1.30	82,600円 (84,200) ▲1,600	6,890円 (7,020) ▲130
第8段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方）	基準額 ×1.50	95,400円 (97,200) ▲1,800	7,950円 (8,100) ▲150
第9段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方）	基準額 ×1.70	108,100円 (110,100) ▲2,000	9,010円 (9,180) ▲170
第10段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が500万円以上1000万円未満の方）	基準額 ×1.80	114,400円 (116,600) ▲2,200	9,540円 (9,720) ▲180
第11段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が1000万円以上の方）	基準額 ×2.10	133,500円 (136,000) ▲2,500	11,130円 (11,340) ▲210

※第1段階は、軽減後の率及び金額。 軽減前 保険料率0.5、年間保険料31,800円、月平均2,650円。
差額については、国・県低所得者軽減補助金を充当。